

平成24年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成24年12月4日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 9号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処  
分の承認について
- 第 4 承認第10号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承  
認について
- 第 5 議案第59号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第60号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予  
算について
- 第 7 議案第61号 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 8 議案第62号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につい  
て
- 第 9 議案第63号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につ  
いて
- 第10 議案第64号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予  
算について
- 第11 議案第65号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第12 議案第66号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 第13 議案第67号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 第14 議案第68号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 第15 議案第69号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

- 第16 議案第70号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第71号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第72号 永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第73号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第74号 永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定について
- 第21 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書について

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（17名）

- 1番 小畑 傳 君
- 2番 滝波 登喜男 君
- 3番 金元 直 栄 君
- 4番 齋藤 則 男 君
- 5番 長岡 千恵子 君
- 6番 原田 武 紀 君
- 7番 川治 孝 行 君
- 8番 川崎 直 文 君
- 9番 多田 憲 治 君
- 10番 上坂 久 則 君
- 11番 長谷川 治 人 君
- 13番 松川 正 樹 君
- 14番 渡邊 善 春 君
- 15番 河合 永 充 君
- 16番 上田 誠 君
- 17番 酒井 要 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
消防	長	中村勘太郎君
代表監査委員		小山和男君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
監理課	長	南部颯浩君
建設課		山下誠君
農林課	長	河合淳一君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	清水満君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	椛山勇君
会計課	長	加藤茂森君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
税務課	長	山田和郎君
商工観光課	長	酒井圭治君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	中村耕夫君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	南部辰夫君
-------	---	-------

書

記 山 田 孝 明 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月29日、町長より平成24年第5回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、年末を控え何かとご多忙の中、また本日、衆議院議員告示がなされ、各議員には大変お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。また、ご健勝にて一堂に会してここに本議会が開会できますこと、心より厚くお礼を申し上げます。

なお、傍聴者につきましては、本議会の運営等につきまして関心を持たれていることと思います。まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成24年第5回永平寺町議会定例会を開催いたします。

まず、会議事件の説明者として、町長、副町長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

以上をもちまして諸般の報告を終わります。

次に、本議会に提出されました案件は、町長提出として専決処分2件、補正予算7件、条例の一部改正等9件となっております。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、多田君、10番、上坂君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から12月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案について提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長(松本文雄君) 平成24年第5回永平寺町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の所信の一端を申し上げますとともに、町政の諸課題及び今回ご提案いたします議案等の概要をご説明いたします。

ことしも残すところわずかとなり、本格的な冬の到来を感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましてはご壮健でご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集賜り厚く御礼申し上げます。

さて、野田総理大臣は、先月16日に衆議院を解散し、総選挙は本日公示、16日投開票という日程で進められることになっており、本町でも選挙事務体制に入ったところであります。

さまざまな政策の執行に不可欠である公債特例法案や社会保障改革を議論する国民会議の設置につきましては、さきの臨時国会で決定いたしました。衆議院議員定数削減に伴う法案審議は来年の通常国会に持ち越されたところであります。

今、震災復興や後退する経済状況への対応、年金、福祉などの社会保障、将来の原子力発電所を見据えたエネルギー政策や新年度の予算編成など、国民生活に密着した課題が山積しており、選挙によって政治空白を招くことなく、国民本位の国政の推進を強く願っているところであります。

また、11月2日に交付されるべき第4期の地方交付税が交付されず、19日にずれ込み、本町はもとより地方にとって大変厳しい状況になりました。一般財源の中でも最も大きなウエートを占める財源であり、今後このようなことがない

よう望むものであります。

それではここで、町政の諸課題について申し上げます。

まず、道路網の整備についてであります。中部縦貫自動車道の建設促進につきましては、新たにできる福井北インターチェンジ付近において橋梁の橋台工事や盛土工事が順調に行われております。吉野塚、吉野両地区では、松岡高架橋の全長1,106メートルの区間で上部工事と下部工事が進められており、平成26年度完成に向けて整備が行われております。谷口地区においては、大畑高架橋下部工事に着手するための取り付け工事と谷口高架橋下部工事を行っており、花谷地区から光明寺地区にかけては、道路本体工事や光明寺川にかかる光明寺1号橋の工事用道路の整備が進められております。轟地区では、このたび地権者の皆様のご理解を得て、残る立木調査を行っており、用地取得に向けて大きく前進しているところであります。また、埋蔵文化財の調査やボーリング調査が行われており、轟1号橋と4号橋の工事用道路について地元説明会を開催しております。浅見トンネルから上志比インターチェンジまでの800メートルのうち、120メートルの道路本体切り土工事に着手をしております。

一般県道栃神谷鳴鹿森田線（機能補償道路）につきましては、共有地の取得など一部事業用用地の買収がおくれておりましたが、ようやく11月に地権者のご理解を得ることができ、用地買収が全て完了したところであります。現在、全線開通に向けて精力的に工事を進めておりますが、取得した道路用地の中に土質が軟弱なところがあり土壌改良を行う必要があり、冬期間の作業に支障を来すことから、工事のおくれが生じることが考えられます。

次に、健康福祉施設の整備について申し上げます。

当該施設の建築工事の請負業者であります株式会社松尾工務店が先月21日付で事業を停止、法的整理の準備に入り、経営の行き詰まりが表面化したしました。町といたしましては、清算事務について法定代理人である弁護士と協議を進めているところであり、新たな設計や業者の選定について準備を進めております。

7月から建築工事を進め、現在は鉄骨の組み立て工事を終えて、進捗率は40%と予定どおり進められてきたことから、おくれることが予想されますが、でき得る限り早い完成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

この夏からの愛称募集に、全国各地から596点が寄せられ、10月の産業フェアでの投票などを参考に選考した結果、永平寺温泉禅の里に決まりました。町内外の多くの方々に利用していただき、皆さんから親しまれる施設となるよう期

待しているところであります。

消防体制の強化について申し上げます。

消防業務の専門化、災害時における初動体制の強化、消防無線のデジタル化、道路網へのアクセスなど、さまざまな観点から検討した結果、消防署の一元化に取り組むこととしております。このことにつきましては、さきの9月定例会で申し上げたところでありますが、町民の皆様にもご理解いただくため、10月末から1月にかけて町内6カ所で説明会を開催いたしました。救急車両の現地到達時間や高機能指令台、消防無線のデジタル化、消防広域化等についてご質問やご意見をいただきましたが、永平寺開発センターの一部を活用した一元化につきましてはご理解を得たところであります。

ことしも10月20日と21日に産業フェアを開催いたしました。ことしで3回目の開催となりましたが、57の企業、事業所等の出展があり、町内外から9,700人のご来場をいただきました。

福井県立大学や天谷調理製菓専門学校、福井県理容美容学校の参加を得て、産学官の連携による未来への力を強く感じることができる内容としたことから、昨年に引き続き、参加者との間で商談が成立し、契約に結びついた企業もありました。

また、町の特産作物を使った料理の発表や大本山永平寺の三好典座老師の「食と禅」についてのお話をお聞きするなど、永平寺町の産業のよさを紹介することができ、町内外に広く町の魅力を発信できたものと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、本年度上水道事業会計の補正予算の専決についてであります。栃原地区にあります東部送水ポンプ場に落雷による被害がありましたので修繕するものであります。

一般会計の補正予算の専決につきましては、このたびの衆議院選挙に伴う予算を増額するものであります。いずれも急を要したため、専決により処分したので、承認を願うものであります。

次に、一般会計の12月補正予算について申し上げます。

まず、労働費、商工費、公債費、予備費を除く費目において、本年度当初の人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費におきましては、普通財産の土地売り払い収入がありましたので、まちづくり基金に積み立て、地区コミュニティ会館のバリアフリー化を支援するとと



もに、永平寺支所と永平寺開発センターの耐震補強計画を立てることとしております。また、町民税、固定資産税など町税の還付金を増額しております。

民生費におきましては、高齢者の外出支援サービス事業やすこやか介護用品支給事業を拡充し、介護保険会計への繰出金と後期高齢者広域連合負担金等を増額しております。

また、整備を進めております健康福祉施設の建築確認申請手数料や施設で使用する備品の整備費の増額をしております。

衛生費においては、がん検診推進事業の国庫補助金返還金を上げております。

農林水産業費では、有害鳥獣駆除費や水田農業構造改革補助金等を増額し、園芸産地総合支援事業補助金や農業集落排水事業特別会計繰出金、造林事業補助金等を減額いたしました。

土木費におきましては、領家地区に新たな歩道橋を整備するための設計業務委託料と、浄法寺橋を拡幅し退避所を設置するための設計業務委託料を増額いたしました。

また、県営道路整備事業負担金を増額しておりますが、これは、町内で県が施工した道路の整備事業に対して定められた負担をするものであります。

最後に教育費であります。御陵小学校の自動ドアの修繕と吉野小学校の食器消毒保管庫の修繕、志比南小学校の調理器具を購入することとしております。

以上により、今回の一般会計の補正予算の総額は1億851万4,000円となった次第であり、これら歳出の財源となる歳入では、財産収入、繰越金を増額しております。

次に、国民健康保険事業特別会計を含む6つの特別会計の補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業会計では、歳出で、平成23年度の事業費が確定したことに伴い国庫及び県支出金の返還金等で1,957万4,000円を増額し、歳入では、療養給付費交付金等を増額いたしました。

後期高齢者医療特別会計では、保険料軽減に伴う後期高齢者広域連合への納付金を66万円増額し、財源は一般会計繰入金を充てております。

介護保険特別会計では、人件費の補正のほか、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等を増額し、総額3,982万6,000円の補正となっております。

歳入は、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金等を増額しております。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、上水道事業会計につきましては、人件費の補正となっております。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

現在、職員の勤務時間は、1日8時間、1週間40時間となっておりますが、これを1日15分短縮し、1週間の勤務時間を38時間45分に改めるものであります。これは、平成20年度の人事院勧告の中で見直しを求められた内容であります。諸般の事情でこれまで導入を見送ってきたところであります。このたび県からの指導並びに県内市町との協議のもと、来年4月から導入することといたしました。これまでの行政サービスの水準を維持し、事務の合理化、効率化や勤務体制の見直し等により、業務遂行に影響を与えることなく対応してまいりますのでご理解をお願いいたします。

育児休業等に関する条例、一般職の給与に関する条例の一部改正につきましては、この勤務時間短縮に伴う改正であります。

次に、職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の改正について申し上げます。

手当を支給する防疫作業の名称を改めるとともに、支給額を他の市町との均衡を図るため減額するものであります。

税条例の改正につきましては、健康福祉施設の開業に伴う入湯税の税率を定めるものであります。

母子家庭等医療費の助成に関する条例と父子家庭医療費の助成に関する条例につきましては、法律の改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。

下水道条例の一部改正と水道の敷設工事の監督および水道技術管理者に関する条例について申し上げます。

平成23年度の地域主権一括法の制定に伴い、国からの権限移譲と自治事務に関する条例制定権の拡大が図られました。今回ご提案する条例に関する2つの事務は、これまでも町で行っていましたが、その根拠は法律の規定に委ねられておりました。これを、それぞれ本町の条例で規定することとしたものであります。

以上、本定例会に提出する議案等について申し上げますが、詳細につきましては上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、適切なご決議を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

～日程第 3 承認第9号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、承認第9号、平成24年度永平寺町上水道

事業会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程いただきました承認第9号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、平成24年10月22日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第2条のとおり、収益的収入369万5,000円を追加いたしまして、補正後の収益的収入予算総額を3億3,094万9,000円とお願いするものでございます。

後段の第3条、資本的支出につきましては434万7,000円を追加いたしまして、資本的支出予算総額を1億8,798万円とお願いするものでございます。

初めに、12ページ、後段の資本的支出につきましてご説明をいたします。

款1 資本的支出、東部送水ポンプ場pH計及び残留塩素計取りかえ工事434万7,000円につきましては、落雷により損害がありました栃原地区にあります東部送水ポンプ場のpH計、残留塩素計の取りかえに係る工事費の補正をお願いするものです。

次に、上段の収益的収入についてご説明をいたします。

款1 水道事業収益、東部送水ポンプ場pH計及び残留塩素計369万5,000円につきましては、落雷により損害がありました東部送水ポンプ場の災害共済金、火災保険金を予算化するものでございます。

以上、承認第9号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いたしまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

採決いたします。

承認第9号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 承認第10号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第4、承認第10号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小林良一君) ただいま上程をいただきました承認第10号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、平成24年11月19日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

議案書の16ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,402万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を88億9,898万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、17ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。

款2総務費、選挙費1,402万8,000円につきましては、12月16日に投開票されます第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙に要する費用をお願いするものでございます。

次に、これらの財源となります歳入につきましてご説明させていただきます。

戻りまして19ページ、お願いいたします。

款14 県支出金、衆議院選挙県委託金1,340万3,000円につきましては、12月16日に投開票されます第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙費用に要する県委託金を予算化するものでございます。

後段の款18 繰越金、純繰越金62万5,000円につきましては、11月補正予算に係る財源として、平成23年度からの純繰越金を予算化するものでございます。

以上、承認第10号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 衆議院選挙と最高裁判所の裁判官の国民審査の費用として県から1,340万ほど来るわけですが、本町でお金のかかるのは1,400万、差し引き60万ぐらいが不足になるんですね。

ここに示されている内容の中で、いわゆるそういう選挙の補助というんですか、国が責任を持つ対象外というのはこの中でどういうものがあるのかなというのをちょっと示してほしいです。

○総務課長（布目洋一君） 20ページの歳出の科目を見ていただきたいと思います。

11節の需用費の中に食糧費がございますけれども、この一部については国からの委託金の対象とならない経費がございます。これは投票時の職員の昼食の費用でございます。これは委託金の対象となりません。

そして、一番下の18節の備品購入費でございますけれども、これも今回、投票用紙の自動交付機並びに最高裁判所の裁判官の国民審査の読み取り機があるわけですが、この2つを今購入する予定にしておりますが、自動交付機につきましてはほかの地方選挙にも使えるということから、全額が対象になりません。9分の4の委託の補助ということになりますので、9分の5は町からの持ち出しということになります。

合わせまして62万5,000円の一般財源が必要になるということになっております。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

ほかになければ、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

採決いたします。

承認第10号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第59号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第6 議案第60号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第61号 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第62号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第63号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第64号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第65号 平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第5、議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程いただきました議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまで一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の23ページ、お願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に1億851万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億750万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、24ページから26ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事異動に伴います人件費の補正予算が各款項目ごとに計上しておりますが、詳細な説明は省略をさせていただきます。

議案書の32ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財産管理費、基金積立金4,103万7,000円につきましては、自主財源の確保や次年度以降の基金運用の適正化を図るため予算化するものでございます。なお、財源につきましては普通財産の売り払い収入を充当させていただいております。

次に、目7支所費、永平寺支所、永平寺開発センターの耐震補強計画業務委託料587万8,000円につきましては、新消防庁舎建設にあわせて永平寺支所及び永平寺開発センターの耐震補強工事を行うため、耐震補強計画に係る策定費用を予算化するものでございます。

33ページをお願いいたします。

款2総務費、町税還付金500万円につきましては、平成23年度決算に基づき、予定納税された法人町民税及び過年度分の確定申告に基づく還付金等が生じたことから、町税還付金を予算化するものでございます。

35ページをお願いいたします。

款3民生費、外出支援サービス事業委託料365万2,000円につきましては、外出支援サービス事業の利用者の増加が見込まれることから、委託料の増額分を予算化するものでございます。

次に、中段の介護保険会計介護給付費繰出金503万5,000円につきましては、介護給付費の増額が見込まれることから、町負担分12.5%の繰出金を予算化するものでございます。

次に、目5後期高齢者医療費、後期高齢者広域連合療養給付費負担金392万5,000円につきましては、後期高齢者医療費の増に伴う公費負担金の増額及び平成23年度広域連合療養給付費負担金の精算による減額分を予算化するものでございます。

次に、目7健康福祉施設整備費、施設内設置備品1,358万5,000円につきましては、健康福祉施設永平寺温泉禅の里に設置する備品を予算化するものでございます。

38ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、有害鳥獣駆除報償費473万円につきましては、有害鳥獣捕獲数が当初見込みよりふえたことから、報償費の増額分を予算化するものでございます。

次に、目3農業振興費、園芸産地総合支援事業補助金416万8,000円の減額につきましては、園芸産地総合支援事業要綱の見直しにより、県の補助率が2分の1から3分の1に変更となったことから、補助金の減額分を予算化するものでございます。

次に、下段の目2林業振興費、造林事業補助金139万9,000円の減額につきましては、県の補助事業で実施しておりました造林事業の県補助金を直接吉田郡森林組合へ支払われることから、減額分を予算化するものでございます。

39ページをお願いいたします。

款8土木費、県営道路整備事業負担金5,396万8,000円につきましては、県営道路整備事業に係る町負担金を予算化するものでございます。

41ページをお願いいたします。

款10教育費、学校管理費42万8,000円につきましては、御陵小学校体育館の玄関自動ドアにふぐあいが生じたため修繕費用を予算化するものでございます。

43ページをお願いいたします。



目3 学校給食費、厨房用備品購入費41万円につきましては、志比南小学校の給食関係機器ガスフライヤーにふぐあいが生じたため、備品購入費を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、29ページをお願いいたします。

中段の款14 県支出金、児童環境づくり基盤整備事業費補助金126万円の減額につきましては、町内10組織あります母親クラブに対する国、県の補助金交付が廃止されたことから、減額分を予算化するものでございます。

次に、目5 農林水産業費県補助金、水田農業構造改革対策推進事業補助金80万円につきましては、ときめきファーム及び中島生産組合の法人化に伴う法人化支援金、県補助金を予算化するものでございます。

後段の園芸産地総合支援事業補助金747万4,000円の減額につきましては、園芸産地総合支援事業要綱の見直しにより県の補助率が2分の1が3分の1に変更となったことから、補助金の減額を予算化するものでございます。

次に、有害鳥獣駆除対策事業補助金132万9,000円につきましては、有害鳥獣捕獲数が当初見込みよりふえたことから、県補助金の増額分を予算化するものでございます。

次に、款15 財産収入、土地売り払い収入4,103万7,000円につきましては、普通財産6件分1,441.39平方メートルの土地売り払い収入分を予算化するものでございます。

30ページをお願いいたします。

款18 繰越金、純繰越金、前年度繰越金7,427万3,000円につきましては、12月補正予算に係る財源といたしまして、平成23年度からの純繰越金を予算化するものでございます。

以上、議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第60号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の48ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に1,957万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,356万8,000円とお

願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、49ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明させていただきます。

議案書の52ページをお願いいたします。

款9諸支出金、過年度分国庫支出金等返還金1,957万3,000円につきましては、平成23年度分の国庫県支出金の精算に伴う返還金を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明させていただきます。

戻りまして、51ページをお願いいたします。

款6療養給付費交付金、過年度分療養給付費交付金精算交付金2,732万7,000円につきましては、平成23年度退職療養給付費の精算に伴う交付金の増額分を予算化するものでございます。

次に、款9繰入金、基金繰入金775万4,000円の減額につきましては、平成23年度退職療養給付費の精算に伴い療養給付費交付金が増額となりましたので、基金繰入金の財源更正を予算化するものでございます。

以上、議案第60号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の55ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に66万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,057万8,000円と願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、56ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明させていただきます。

議案書の59ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金66万円につきましては、後期高齢者保険

基盤安定負担額がふえたことから、広域連合納付金の増額分を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入につきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、58ページをお願いいたします。

款3繰入金、保険基盤安定繰入金66万円につきましては、後期高齢者保険基盤安定負担額がふえたことから、一般会計からの繰入金の増額分を予算化するものでございます。

以上、議案第61号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第62号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の62ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に3,982万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,422万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、63ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

議案書の68ページをお願いいたします。

款2保険給付費、施設介護サービス給付費3,074万1,000円につきましては、施設介護サービス給付費の実績見込みにより増額分を予算化するものでございます。

69ページをお願いいたします。

款2保険給付費、特定入所者介護サービス費554万9,000円につきましては、特定入所者介護サービス費の実績見込みにより増額分を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、66ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、現年度分負担金624万3,000円につきましては、介護給付費の給付費増に伴う国庫負担金の増額分を予算化するものでございます。

次に、款4支出金交付金、現年度分交付金1,168万3,000円につきましては、介護給付費の給付費増に伴う支払い交付金の増額分を予算化するものがございます。

次に、款7繰入金、現年度分繰入金503万5,000円につきましては、介護給付費の給付費増に伴う一般会計繰入金の増額分を予算化するものがございます。

以上、議案第62号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第63号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の74ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に397万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,330万9,000円とお願いするものがございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、75ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

78ページをお願いいたします。

款2下水道事業費、人件費、職員給与等348万7,000円の減額につきましては、人事異動等により職員給与等が減となったことから、人件費の減額分を予算化するものがございます。

次に、これらの財源となります歳入についてご説明をさせていただきます。

戻りまして、77ページをお願いいたします。

款4繰入金、一般会計繰入金397万7,000円の減額につきましては、人事異動等により下水道事業特別会計歳出総額の減額に伴い、一般会計繰入金の減額分を予算化するものがございます。

以上、議案第63号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第64号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の82ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に157万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,532万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、83ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

86ページをお願いいたします。

款1総務費、人件費、職員給与等157万1,000円の減額につきましては、人事異動等により職員給与等が減となったことから、人件費の減額分を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入についてご説明をさせていただきます。

戻りまして、85ページをお願いいたします。

款3繰入金、一般会計繰入金157万1,000円の減額につきましては、人事異動等により農業集落排水事業特別会計歳出総額の減額に伴い、一般会計繰入金の減額分を予算化するものでございます。

以上、議案第64号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の90ページをお願いいたします。

第2条のとおり、収益的支出911万1,000円を減額いたしまして、補正後の収益的支出の予算総額を3億1,503万1,000円とお願いするものでございます。

後段の第3条、資本的支出につきましては4万7,000円を追加いたしまして、資本的支出の予算総額を1億8,802万7,000円とお願いするものでございます。

100ページの収益的支出につきましてご説明をいたします。

款1水道事業費用、人件費、職員給与等911万1,000円の減額につきましては、人事異動等により職員給与等が減となったことから、人件費の減額分を予算化するものでございます。

次に、資本的支出につきましてご説明をいたします。

款1資本的支出、人件費、職員給与等4万7,000円につきましては、人事異動等により職員給与等がふえたことから、人件費の増額分を予算化するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第59号、平成24年度一般会計補正予算についてから議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまで一括して提案理由のご説明とさせていただきました。

よろしくご審議いただきまして、ご決議いただきますようお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元君。

○3番（金元直栄君） 4点ございます。

1つは、議案書の29ページ、土地の売り払い収入があるんですが、売却の明細を示してもらおうということでしたが、いつ示してくれるのかということが一つですね。普通財産の処分のことでもありますし、ちょっと盲点になるといけないので、そこは議案の審議まで示してほしいということです。

2つ目は、永平寺支所の耐震補強計画業務委託料と永平寺開発センターの耐震補強業務委託料が入っているんですが、説明ではこれが計上された後、特に……、それは別ですね。それは温泉のほうでした。

このことですが、耐震補強をやるということはいいいんですが、あわせて改装もある一定するのではないかなって思うんですね。これらの支所、開発センターも含めた利用計画、その方向性は示されずに耐震補強だけするのかというのがちょっと疑問なところもあるので、まだ論議中のところもあるので、開発センターについては、そこらもどう考えているのか聞きたい。

3つ目です。35ページです。備品購入で、これは温泉の施設内設備備品ですが、説明の中では計上して予算化した後に、もし執行されなければ繰り越しも考えるという説明はされているんですが、やっぱり建物の先行きが今全くわからんですね。どうなるか。施工業者の倒産ということに伴ってですが。そこでの計上はやっぱり本来はないのではないかなって思うんで、そこはやっぱり基本的な考えをお聞きしたいですね。

もう一つ、私もうかつで、いつも気がついていながらちょっとわからなんだんですが、89ページのいわゆる上水道会計。これ、上水道会計って書いてあるんですけど、上水道事業会計っていうのは上水道事業、企業会計というのは入らん

のか。

合併前は企業会計は一括上程には入らんと別案件で上程されたと思うんです。そういう扱いについて、ちょっとあるところでは企業会計というのは星印について書いてはあるんですが、本来、企業会計ではないか。

職員の処遇についても、企業職員の処遇みたいな形で条例化されている面がある。となると、やっぱり本来は一般会計とかそういうふうなところと一緒に扱うのはまずいんじゃないか。だから、それは行政の提案する側と、あと議会の審議の上程の仕方に問題あるのかなと思うんですが、そこは基本的な考えだけ示してほしいですね。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） では、ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

まず、町有地の売却の資料でございますが、これは予算決算常任委員会に提出させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○3番（金元直栄君） え？

○監理課長（南部顕浩君） え？

○3番（金元直栄君） ああ、議案ですから。

○監理課長（南部顕浩君） ほんなら、この後出させていただきます。

それから、開発センター及び永平寺支所の耐震のことでございますが、これはあくまでも補強計画でございますので、利用計画というよりも補強をどこをやるかというところに補強計画を立てる必要が、前段で立てる必要がございますので、そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） ご存じのとおり請負者の株式会社松尾工務店の事業停止によりまして、予測ができない事態が発生いたしました。工期的には若干おくれるようになりますけれども、できるだけ早い完成を目指しまして残工事を発注させていただきたいと思っております。そして、完成後すぐに施設の利用をさせていただきたいということを考えておりまして、今回、この予算化をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 89ページの企業会計の件でございますが、議員仰

せのとおり、本来どおり企業会計でございます。これにつきまして、書き方につきましては今後、企業会計という形で入れていきたいと思っております。

それと提案の仕方でございますが、これにつきましては今までどおりこういうやり方で提案をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 金元君。

○3番（金元直栄君） いろいろまだ予算を考える上では審議も必要だと思うので、ぜひ予算決算常任委員会に付託して審議を十分していただきたいと思うんですが。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第5、議案第59号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第65号、平成24年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第12 議案第66号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第13 議案第67号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第14 議案第68号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第12、議案第66号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第66号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(布目洋一君) 議案第66号から議案第68号までをご説明させていただきます。

現在、町職員の勤務時間は1日8時間、1週間40時間となっております。これを1日15分短縮し、1週間38時間45分に改めるものでございます。国、県並びに他の市町と均衡を図るために改正するものでありますので、ご決議をお願いいたします。

なお、職員の育児休業等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、この勤務時間の改正に伴う所要の改正でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第12、議案第66号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第15 議案第69号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第15、議案第69号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 議案第69号について説明をいたします。

現在、本町の特殊勤務手当は、災害時等における防疫作業等に従事した場合に支給することとしておりますけれども、他の市町との均衡を図るために、疾病の名称の改正と支給額を減額するという内容でございます。

よろしくご審議をお願いするところでございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第15、議案第69号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第16 議案第70号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第16、議案第70号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山田和郎君） ただいま上程いただきました議案第70号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は105ページでございます。

永平寺町健康福祉施設永平寺温泉禅の里の開業に伴いまして、税条例第143条、入湯税の税率を次のように改正するものでございます。

入湯税の税率は、次の各号に掲げる入浴客1人について当該各号に定める額とする。第1号、宿泊は150円。第2号、日帰りは80円とするものでございます。

施行期日は平成25年4月1日からでございます。

以上、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定につきましての提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第16、議案第70号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第17 議案第71号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第18 議案第72号 永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第17、議案第71号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第18、議案第72号、永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第71号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第18、議案第72号、永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいま上程いただきました議案第71号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由を説明させていただきます。

議案書は106ページでございます。

この条例改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴うものでございます。改正内容につきましては、父が裁判所からの保護命令を受けた児童を監護する家庭も対象となる要件を追加するものでございます。

この条例の施行日は、平成25年1月1日から施行いたします。

続きまして、議案第72号、永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案書は107ページでございます。

この条例は、先ほども申しましたように配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴いまして、母が裁判所からの保護命令を受けた児童を監護する家庭も対象とする要件を追加するものでございます。

この条例の施行日は、平成25年1月1日から施行いたします。

以上、簡単でございますが、ご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第17、議案第71号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第18、議案第72号、永平寺町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件

を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第19 議案第73号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第19、議案第73号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長(酒井篤男君) 議案第73、永平寺町下水道条例一部改正について、上程されました議案についてご説明させていただきます。

108ページから110ページまででございます。

今回の永平寺町下水道条例の一部改正は、地域主権戦略大綱を踏まえ、地域の自主性を高めるために施行された法律でございます。

平成24年4月1日に下水道法が一部改正、施行され、公共下水道の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準について、平成25年4月1日までに地方公共団体の条例で定める必要が生じるためのもの、並びに平成24年5月25日に下水道法令が改正され、施行され、下水排水基準に1,4-ジオキサンが新規規制物質として追加されたことに伴う一部改正、また公共下水道の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準に関する条例の一部改正でございます。

この改正に当たっては、条例の基準となる下水道法施行令に規定された条項について、永平寺町に該当するものかどうかを検討して参酌するとともに、加えて地域の自主性及び自立を高めるためという観点から、永平寺町の特性を考慮した独自の基準について検討を行いました。永平寺町独自の基準として盛り込む項目はございませんでした。

なお、この条例の施行日は平成25年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第19、議案第73号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第20 議案第74号 永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第20、議案第74号、永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） それでは、議案第74号の水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関します条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書の111ページ、最後のページですが、ここをお開きください。

今回提出させていただきましたこの条例も、先ほどの下水道条例の改正と同じく、地方分権の改革によりまして、これまで法令で規定されました基準の一部について条例で定めることが必要ですので、今回制定条例を提出させていただくものです。

内容につきましては、町が経営します水道事業の水道管の布設工事監督者を設置する工事の範囲、またその監督者の資格についての基準、3番目には水道技術管理者の資格基準、これを定めるものでございます。

これはこの3つの内容につきましては、国が政令で定める資格基準と同じものでございます。

施行日は、平成25年4月1日とさせていただきます。

以上、簡単ですが提案理由とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第20、議案第74号、永平寺町水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第21 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第21、請願第1号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書についての件を議題といたします。

本日までに受理しました請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりであり、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時15分 休憩）

(午前11時15分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は議了しました。

本日はこれをもちまして散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日5日から9日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、明日5日から9日までを休会といたします。

12月10日は定刻より本会議を開会したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前11時17分 散会)